

岩手県告示第44号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営前田野地区（前田野工区、市道工区及び大住工区）土地改良事業（一関市）に係る換地処分をした。

平成26年1月21日

岩手県知事 達 増 拓 也